

発議第 5 号

令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

このことについて、地方自治法第 9 9 条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日 提出

提出者 江差町議会議員 塚 本 眞

賛成者 江差町議会議員 出 崎 太 郎

〃 〃 大 門 和 幸

〃 〃 増 永 一 彦

〃 〃 田 畑 豊 利

【提出先】北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられます。[また、2025年10月に引き上げた65円で、*道内の全労働者216.5万人の内、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。]

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動及び北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和8年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

(※令和3年経済センサスおよび令和7年6月分賃金に係る最低賃金基礎調査結果より)

記

1. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」(いずれも令和7年6月13日閣議決定)で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
2. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。
3. 設定する最低賃金は、2. で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。
4. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月15日

江差町議会議長 萩原 徹